



一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

建設分野の 特定技能外国人制度 について

一般社団法人 建設技能人材機構（J A C）
Japan Association for Construction Human Resources





INDEX

第Ⅰ部	特定技能外国人制度（建設分野）の概要	・・・ P. 3～13
第Ⅱ部	①（一社）建設技能人材機構の事業概要	・・・ P. 14～34
	②特定技能外国人を受け入れるための手続き	・・・ P. 35～47
	③事例紹介、その他	・・・ P. 48～52



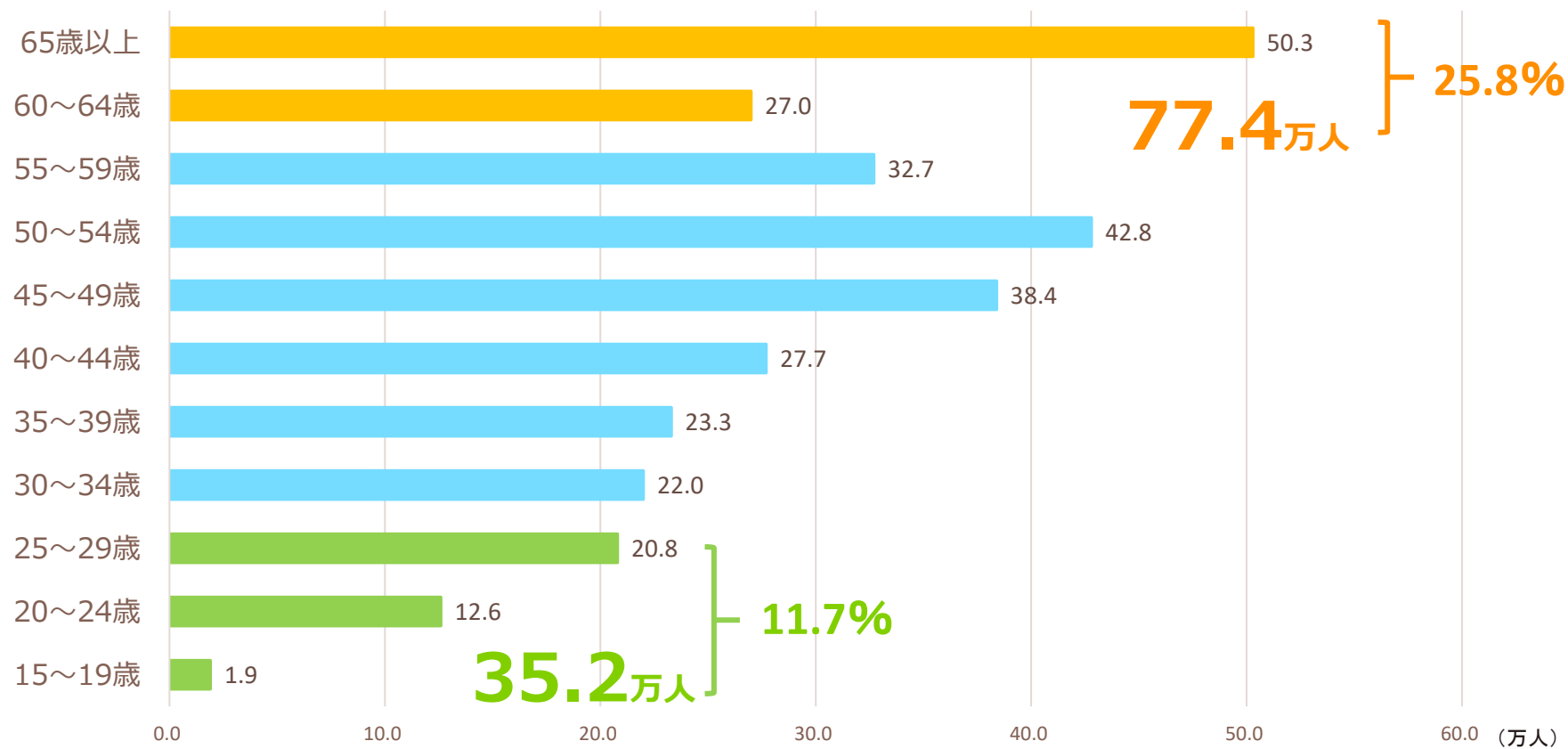


第Ⅰ部 特定技能外国人制度（建設分野）の概要

建設分野の外国人材受入れの背景

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 一方で、これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)



出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

建設分野における外国人材の種類（在留資格）

申請（2027.2まで）・入国（2027.6末まで）した技能実習1号（1年）までは、原則技能実習2号（2年）へ移行可。

技能実習（1993(H5)～2027(R9).3）

我が国の技能、技術又は知識を
開発途上国等へ移転を図り、
開発途上国等の経済発展を
担う「人づくり」に協力すること
を目的として受け入れている。

【育成就労】

‘27年度から外国人技能実習制度に代
わり、人材の育成・確保を目的とする育
成就労制度が創設（3年間の就労を通じ
て特定技能1号水準の人材を育成等）

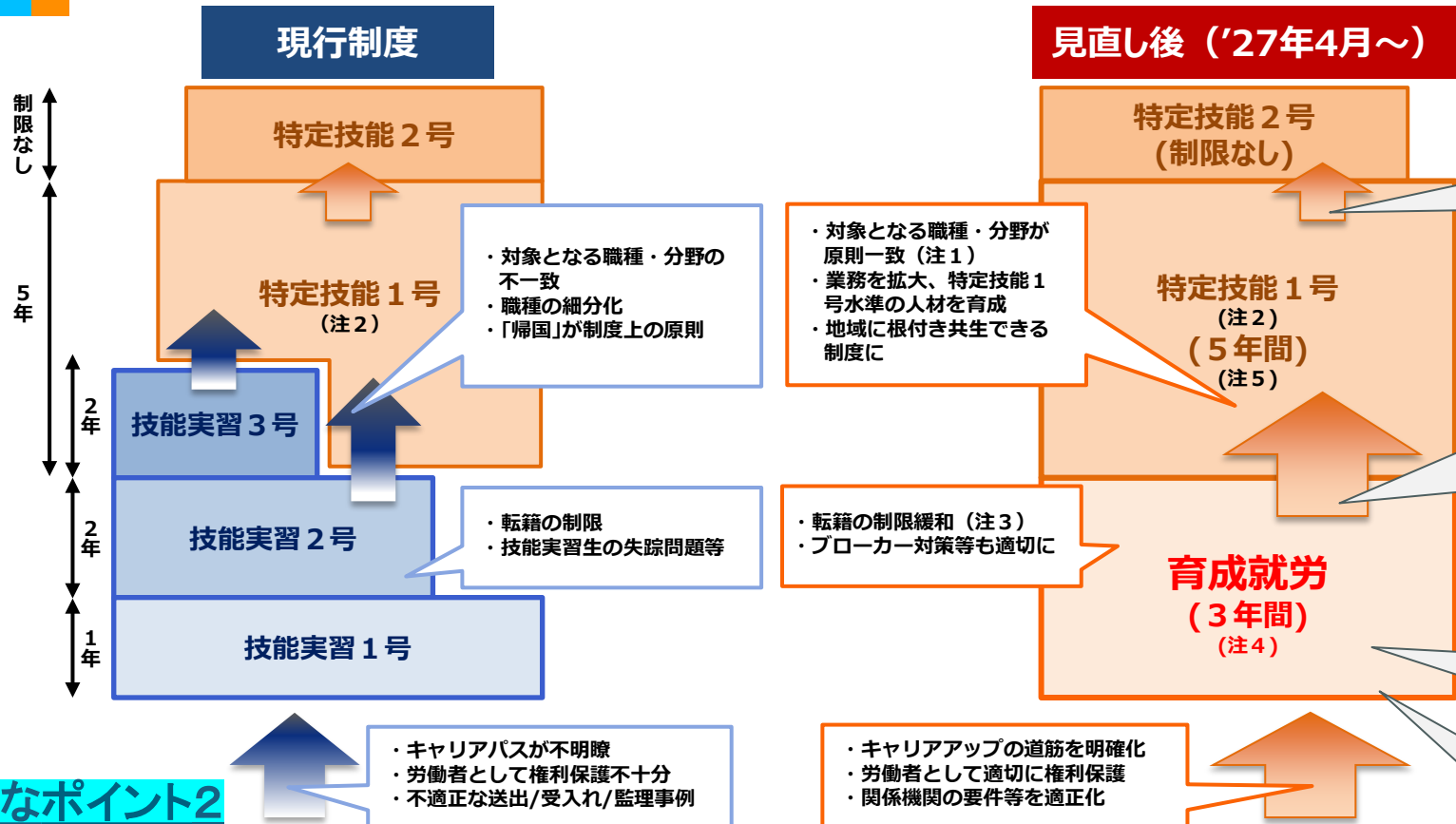
特定技能（2019(H31)～）

相当程度の知識又は経験を
有する外国人労働者を、
我が国の人手不足が深刻な
特定産業分野（建設、介護、
製造、農業等の16分野）に
受け入れている。

育成就労制度のイメージ図

主なポイント1

段階的な日本語能力の修得



- 技能検定試験1級や特定技能2号評価試験 +
- 日本語能力B1相当以上の試験 (JLPTのN3等)

- 技能検定試験3級や特定技能1号評価試験 +
- 日本語能力A2相当以上の試験 (JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- 技能検定基礎級等 +
- 日本語試験
- ⇒ これらの試験への合格が、本人意向の転籍の条件

- (就労開始までに)
- 日本語能力A1相当以上の試験 (JLPTのN5等) 合格
 - or
 - それに相当する日本語講習の受講

主なポイント2

転籍

(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定、建設分野は2年）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

(注4) 特定技能1号の試験に不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注5) 「特定技能2号」への在留資格の変更に必要な試験等に不合格になった場合は、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

主なポイント3 移籍金

- 1年～1年半: 固定額×5/6
- 1年半～2年: 固定額×2/3
- 2年～2年半: 固定額×1/2
- 2年半～ : 固定額×1/4

※ 固定額は、R8以降にパコメ予定

主なポイント4

建設分野育成就労協議会に加入 (JAC所属は、加入とみなす)

出所 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001437136.pdf>

出入国在留管理庁「改正法の概要（育成就労制度の創設等）」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001415280.pdf> をもとに作成 6

特定技能外国人になるルート（現行制度）



ルート1：技能実習等を経験していない外国人の場合（試験合格者）

ルート2：技能実習等を経験している外国人の場合（試験免除者）

ルート1：技能実習等未経験者

●技能評価試験

「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」

●日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

ルート2：技能実習等経験者

●技能実習2号を良好に修了した者

※技能実習を2年10か月以上修了し、随時3級もしくは評価調書が提出できる者。

特定技能1号

●在留期間は原則5年

●家族の帯同、原則不可

班長等として一定の実務経験＋「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級（相当）」に合格

特定技能2号

●在留期間の更新に上限なし

●家族（配偶者・子）の帯同可

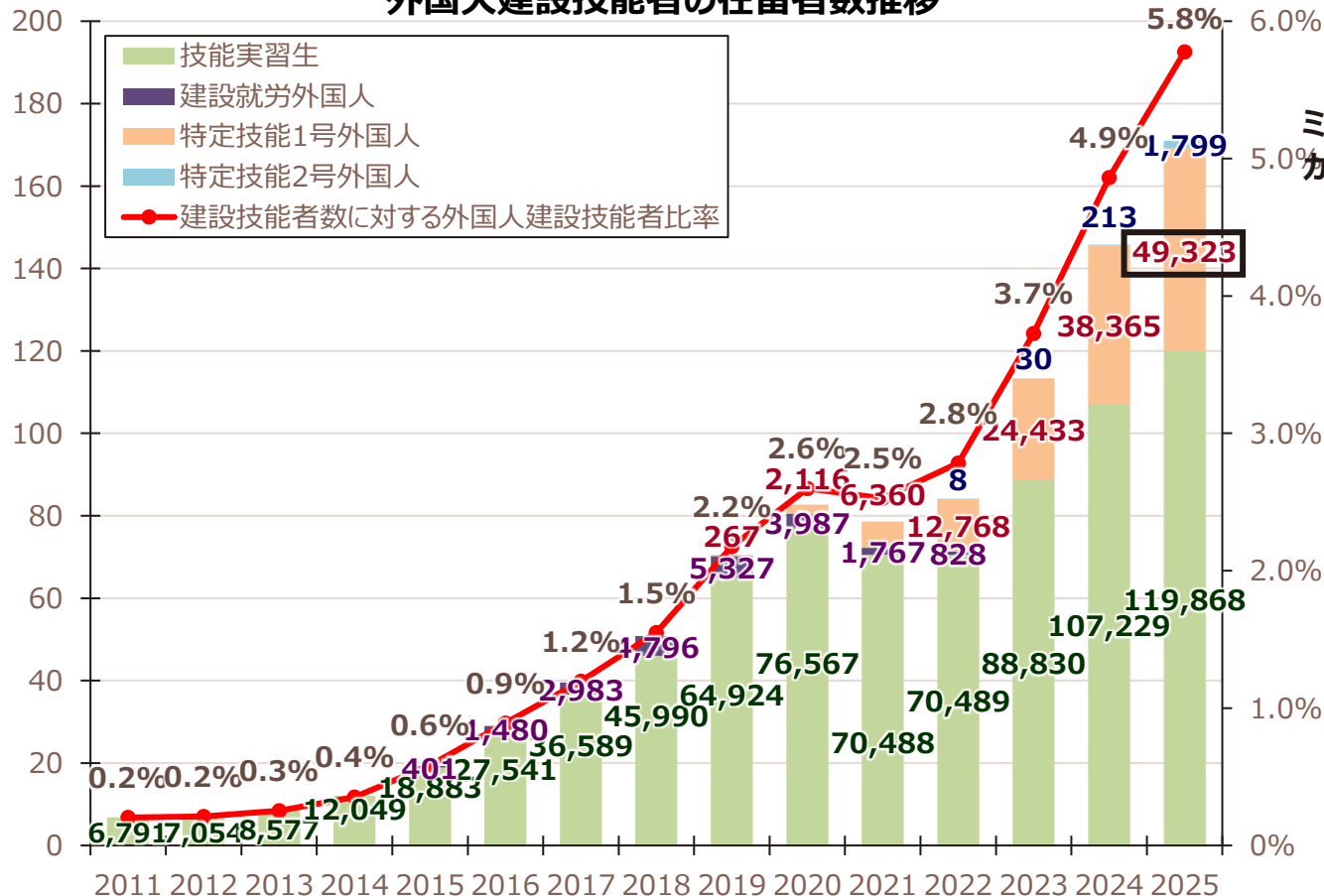
外国人建設技能者の現状

'26年9月4日更新

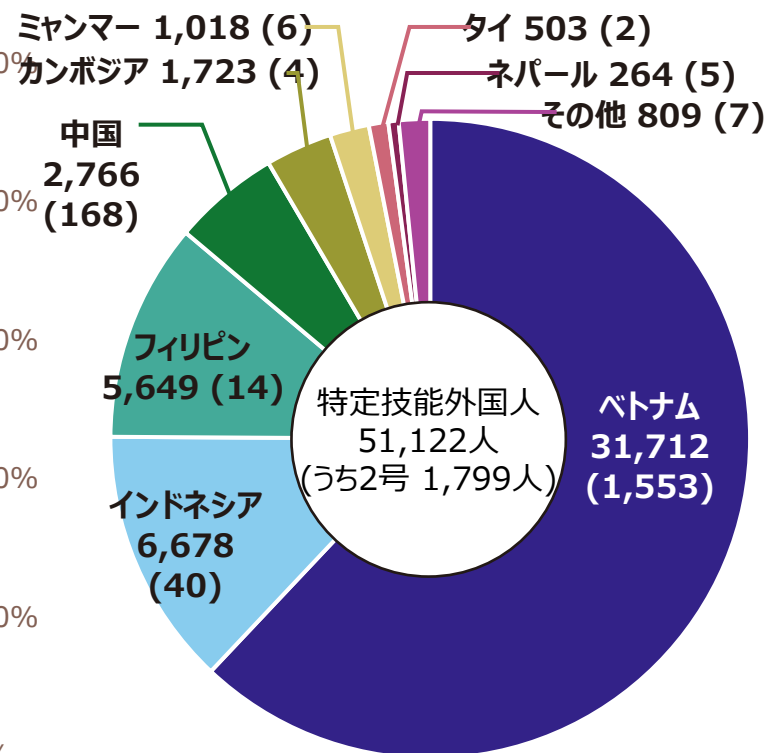
- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は増加傾向にあり、25年度12月末時点で約17.1万人、全建設技能者数の約5.8%
- 特定技能外国人は、**51,122人（うち2号1,799人）**（'25年12月末時点）（'26年6月末速報値：1号 52,132人、'26年3月末速報値：2号 3,148人）
- 28年度末までの上限は、特定技能1号が、**76,000人**、育成就労が、123,500人（'26.1.23閣議決定）

(千人)

外国人建設技能者の在留者数推移



国籍・地域別特定技能在留外国人数（'25年12月末時点）



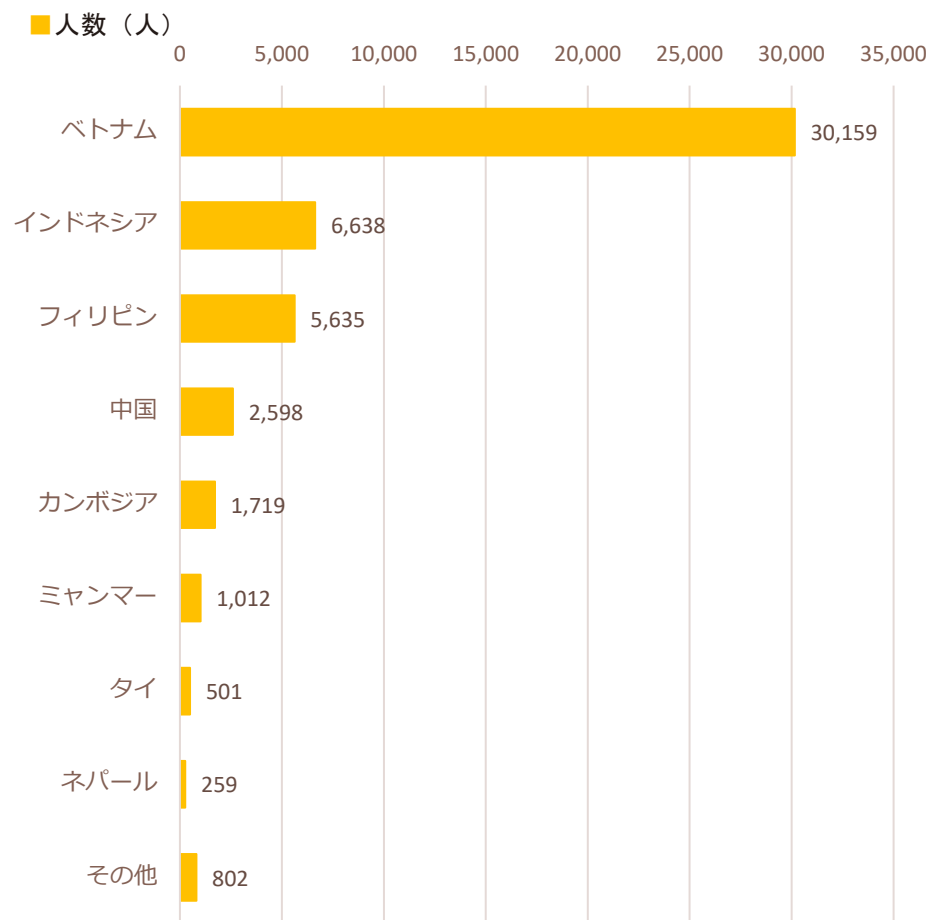
※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）

- ・全建設技能者数：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数：入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）
- ・技能実習生数：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）
- ・外国人建設就労者数：国土交通省による集計（各年度末時点、'15年度から'22年度まで）

建設分野の1号特定技能外国人等の受入れ状況

1号特定技能外国人（在留期間は通算5年、家族の帯同は不可）→ **49,323人**（'25年12月末時点）

国籍別の状況



※ 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（'25年12月末時点）」よりJAC作成

職種別の状況

新区分	人数（人）
土木	26,369
建築	19,593
ライフライン・設備	3,361

※旧区分は3人

2号特定技能外国人（在留期間の更新に上限なし、家族（配偶者・子）の帯同可）
→ **1,799人**

国籍別の状況

国籍別	人数（人）
ベトナム	1,553
中国	168
インドネシア	40
フィリピン	14
ミャンマー	6
ネパール	5
カンボジア	4
タイ	2
その他	7

職種別の状況

新区分	人数（人）
土木	694
建築	973
ライフライン・設備	132

特定技能制度における建設分野独自の仕組みの必要性

技能実習制度では、他分野と比べて、建設分野の失踪率が高い状況

全分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
'24	456,595人	6,510人	約1.4%

建設分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
'24	106,568人	3,297人	約3.1%

労働基準監督署による技能実習実施企業に対する監督指導において、建設業は約8割と、他分野と比べて高い割合で労働法令違反が発覚

技能実習生受入企業への監督指導結果

年	指導実施事業場数	違反事業場数	主な違反事項		
'24	2,147社	1,716社 (79.9%)	割増賃金の支払	安全基準	健康診断結果 医師等意見聴取
			500件 (23.3%)	444件 (20.7%)	407件 (19.0%)

【参考】厚生労働省（令和6年の監督指導、送検等の状況）
指導実施事業場数11,355社のうち、違反事業場数8,310社（73.2%）

建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み①

「技能実習制度」において、建設分野が他分野に比して多くの失踪者や労働法令違反を出したことの反省に立ち、「特定技能制度」においては独自の適正な就労環境確保の仕組みを設けています。

建設業の健全な発展のために

人手不足が深刻な
16の特定産業分野

共通の仕組み



建設分野だけの仕組み

- JACによる建設業界としての外国人の受入れ環境の整備
→適正な就労環境の確保等の観点から、業界共通の行動規範の遵守の徹底
- 国交省による受入計画の審査・認定
→「特定技能受入事業実施法人(JAC)への加入」,「同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給」等の審査
- FITS（（一財）国際建設技能振興機構）による適正就労監理
→巡回訪問において、受入計画通りの就労がなされているか等を確認

建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み②

JAC設立 ⇒ 業界共通の行動規範の遵守の徹底

【行動規範の趣旨（例）】

- 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
- 同等技能・同等報酬（同等の技能を有する日本人と同等以上の賃金）、月給制、技能習熟に応じた昇給、社会保険加入の徹底
- 外国人の人権尊重と必要な支援（日本語教育、技能・安全教育、労災適用 等）
- ルールを守らない企業の除名等の措置 等

国交省による受入計画認定

【主な認定基準】

- 建設業法第3条許可の取得
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能受入事業実施法人（JAC）への加入及びJACが策定する行動規範の遵守
- 同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給
- 重要事項について母国語・書面での事前説明
- 受入れ後講習を受講させること
- 巡回指導による確認を受けること 等

FITSによる巡回訪問等

- 適正就労監理機関（FITS）は、JACから委託を受け、受入企業に対し巡回訪問を実施
- 巡回訪問における指導の結果は、国土交通省とJACに報告

【巡回訪問等の主な内容】

- FITSが受入企業を訪問し、役員、受入れの責任者と面会
 - 賃金台帳等、関係書類の提出を求め、認定受入計画どおりの就労がなされているか等を確認
 - 企業への外国人受入れに関するアドバイスの実施
 - 外国人と母国語で面談し、就労環境、賃金の支払状況、悩みについて確認（企業は同席しない）
 - 労働法令、建設業等に通じた全国の指導相談員が巡回訪問
- これらに加え、FITSは、受入れ後講習、母国語相談を実施

J A Cの外国人受入に係る行動規範

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. 労働関係法令等の遵守、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. 同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした待遇の差別的取扱の禁止
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. 建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促し、保有資格・就業履歴等の建設キャリアアップシステムへの登録を通じた適切な処遇
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず悪質な引抜行為を禁止
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. 建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. 事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. （一財）国際建設技能振興機構に委託して、巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施
25. 地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保



第Ⅱ部 ① （一社）建設技能人材機構（JAC）の事業概要

J A Cについて



一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources

- 特定技能外国人の受入れに関する専門工事業団体及び元請建設業者団体により、
'19年4月1日に設立された。
- 国土交通大臣により特定技能外国人受入事業実施法人として登録を受けた唯一の団体
業界共通の行動規範の施策・運用のほか、以下の事業等を実施

理事長 : 三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長

正会員 : 63団体 ('26年7月1日時点)

賛助会員 : 賛助会員 (団体) 1 団体、 (企業) 3,510社 ('26年9月2日時点)

1

特定技能
評価試験
・
講習研修

2

地域との共生
推進支援

3

適正就労監理

4

広報活動

※外国人材の「スキルアップ・地域との共生」への支援により、選ばれる日本の建設産業へ

J A C 正会員団体（63建設業者団体）

令和8年7月1日現在

専門工事業団体（五十音順）

（一社）JBN・全国工務店協会
（一社）情報通信エンジニアリング協会
全国圧接業協同組合連合会
（公社）全国解体工事業団体連合会
全国仮設安全事業協同組合
全国管工事業協同組合連合会
（一社）全国基礎工事業団体連合会
（一社）全国建設室内工事業協会
全国建設労働組合総連合
（一社）全国建築測量協会
（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
全国サイディング事業協同組合連合会
（一社）全国住宅産業地域活性化協議会
（一社）全国タイル業協会
（一社）全国ダクト工業団体連合会
（公社）全国鉄筋工事業協会
（一社）全国特定法面保護協会
（一社）全国防水工事業協会
（一社）全信工協会
（一社）全日本瓦工事業連盟
（一社）全日本漁港建設協会
（一社）日本足場会
（一社）日本ウレタン断熱協会
日本外壁仕上業協同組合連合会
（一社）日本型枠工事業協会
（一社）日本機械土工協会
（一社）日本基礎建設協会
（一社）日本金属屋根協会
（一社）日本空調衛生工事業協会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
（一社）日本建設あと施工アンカー協会
（一社）日本建設機械レンタル協会

（一社）日本建設躯体工事業団体連合会
（一社）日本建築板金協会
日本港湾空港建設協会連合会
（一社）日本在来工法住宅協会
（一社）日本左官業組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本住宅パネル工業協同組合
（一社）日本パルスレーザー振興協会
（公社）日本推進技術協会
（一社）日本造園組合連合会
（一社）日本タイル煉瓦工事工業会
（一社）日本築炉人材育成協会
（一社）日本ツーバイフォー建築協会
（一社）日本電設工業協会
（一社）日本道路建設業協会
（一社）日本塗装工業会
（一社）日本鳶工業連合会
（一社）日本配管工事業団体連合会
（一社）日本発破・破碎協会
（一社）日本保温保冷工業協会
（一社）日本冷凍空調設備工業連合会
（一社）プレストレスト・コンクリート建設業協会
（一社）プレストレスト・コンクリート工事業協会

※本機構の理事が属する
正会員を含む2正会員の
推薦等が入会要件と
なっています。

元請けゼネコン他（五十音順）

企業連合事業協同組合
（一社）建設産業専門団体連合会
（一社）SIEN
（一社）全国建設業協会
（一社）全国中小建設業協会
（一社）全国中小建設工事業団体連合会
（一社）日本建設業連合会
（一社）マンション計画修繕施工協会

J A Cの令和8年度における主な取組

令和8年度において、JACとしては、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの観点から、引き続き、特定技能1号・2号評価試験、適正就労監理、広報活動等の各事業に取り組む。

これらに加え、令和9年度予定の育成就労制度の施行に伴い**育成就労制度と特定技能制度の一体的運用**が進められることから、育成就労制度への関わり方について検討を進めつつ、特定技能外国人が**中長期的に日本で働き、活躍できる環境づくり**に向けて、

- (1) 2号移行も見据えた1号特定技能外国人等のスキルアップ支援

- (2) 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開

- (3) 特定技能外国人等の地域との共生推進に向けた支援

等に資する事業の実施に取り組む。

なお、特定技能人材の在留人数の増加傾向が続く中、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）において、建設分野における**令和10年度末までの**特定技能人材の受け入れ見込み数が**80,000人から76,000人に改定**されたこと（※）などを踏まえ、会員企業のニーズに応じた**負担金収入の適切な活用・還元を図り**ながら、持続的・安定的な業務運営が可能となるよう十分留意する。

（※）建設分野の特定技能（76,000人）及び育成就労（123,500人）を合わせた受入れ見込み数は199,500人とされており、分野の特性を踏まえ、**特定技能・育成就労の構成比を調整する場合がある**とされている。

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○特定技能評価試験の実施状況

1. 特定技能 1 号評価試験

① 国内試験

「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分の試験を実施
試験会場は、'25年12月から、**毎月、全国95箇所（93会場）のプロメトリックテストセンターで実施**

② 海外試験

ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタン、インド、パキスタンの13か国で実施

③ 試験範囲とサンプル問題、勉強資料、参考資料

- ・テキスト（試験範囲）とサンプル問題（過去問）
- ・学習用として、テキストの圧縮版を勉強資料（母国語版を含む）
- ・参考資料として、テキストの母国語版 をHPで公開

2. 特定技能 2 号評価試験

特定技能 2 号評価試験については、'24年 1 月より国内で実施
試験会場及び実施頻度は、1 号評価試験と同じ

【'25年度の取り組み】

- ※ 2 号受験者数等の増加傾向を踏まえ、直営からプロメトリック社に委託し、受験箇所・機会の拡大
- ※ 受験者のテキスト理解度向上の観点から、サンプル問題（過去問）を大幅に追加
- ※ 2 号試験において、漢字にルビ（よみがな）を付記
- ※ サンプル問題・勉強資料（学習用）を複数言語に翻訳
- ※ 受験料を1,000円に値下げ
- ※ '25年12月 1 日以降、2 号評価試験に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、一定の要件（**合格基準点(75%)の 8 割以上の得点を取得**）を満たすものについては、通算在留期間 6 年を上限として許可。

2 号評価試験合格率：7.6%（'23年度）、19.2%（'24年度）、48.3%（'25年度）

○海外試験広報セミナー

インドネシア、フィリピン、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムの**5カ国**で試験広報セミナーを**現地チームと協力**して実施。現地の方々が、**試験の概要や制度**をより深く理解できるよう支援。



詳しくはコチラ

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○外国人のキャリアアップ支援

資格取得等奨励金制度

特定技能外国人のスキルアップ意欲喚起等の観点から「資格取得等奨励金制度」を創設。

’25年10月1日の申請の受け付け開始以降、2号評価試験の合格率が高水準で推移していることから、当初の目的は一定程度達成。



詳しくはコチラ

⇒ ’26年6月からは、特定技能外国人の試験合格者が、特定技能2号に移行した際に、その育成に要したコストの一部を受入企業に対して支援（5万円）する制度に改めた。

就業履歴蓄積促進支援制度

【元請企業向け】

’25年11月4日より、特定技能外国人の技能・経験に応じた評価の推進の観点から、CCUSへの資格・就業履歴の蓄積促進支援制度（カードリーダー等導入支援（上限6万円）、現場利用料（タッチ費用・上限25万円）等）を創設。



詳しくはコチラ

※ 日建連・全建・全中建の会員企業である元請企業向けの支援。

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○無料母国語安全衛生教育



オンライン特別教育
詳しくはコチラ



運転系特別教育
詳しくはコチラ



技能講習
詳しくはコチラ

- 労働災害を防止するため、危険有害業務に従事させる外国人労働者を対象に、母国語による「安全衛生に関する**オンライン特別教育**」を、'24年度から無料で提供中（**特定技能 1 号受入企業の技能実習生も対象**）。'26年度は、**7 科目 5 言語**(ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、カンボジア語)から、タガログ語、タイ語、ミャンマー語の**3 言語を順次追加**して開講。また、「粉じん」「振動工具」「木造建築物解体」の**3 科目 5 言語**(ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、カンボジア語)**を追加（計 10 科目 8 言語）**。
- '26年度の新規事業として、学科教育から実技教育までの教育をトータルで支援する母国語による「**運転系特別教育**」を登録講習機関と協働で構築し、開講。「小型車両系建設機械運転」を**2 言語**(ベトナム語、インドネシア語)で開講し、**3 言語**(英語、中国語、カンボジア語)を**追加予定**。
- 「玉掛け技能講習(1t以上)」等の就業制限業務についても、登録講習機関に委託して、母国語による「**技能講習**」を**6 科目 2 言語**(ベトナム語、インドネシア語)を構築し、開講。'26年度は、**5 科目**で、**3 言語**(タガログ語、中国語、カンボジア語)**を追加（計 5 言語）**。
- '25年度は、海外（日本語教育機関・大学とタイアップし、9月インドネシア、10月ベトナム、11月フィリピン）でも実施。今後、受講機会の確保・拡大の観点から、受講ニーズが高い科目の追加、参加登録教習機関の拡大。

'25年4月～'26年3月までの受講状況

◇母国語によるオンライン無料特別教育（ ）内は技能実習生数（内数）

実施済 (全221回)	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語	タガログ語	ミャンマー語	タイ語	合計
フルハーネス	368 (253)	46 (32)	257 (196)	8 (4)	12 (11)	14 (12)	4 (2)	8 (3)	717 (513)
足場の組立	263 (150)	27 (20)	191 (151)	9 (5)	30 (19)	- (-)	- (-)	- (-)	520 (345)
新規入職者	47 (23)	5 (3)	35 (23)	- (-)	7 (7)	4 (3)	- (-)	- (-)	98 (59)
自由研削砥石	197 (93)	13 (8)	83 (58)	5 (3)	12 (8)	- (-)	- (-)	- (-)	310 (170)
丸のこ取扱い	120 (50)	6 (0)	48 (21)	0 (0)	16 (11)	11 (6)	- (-)	- (-)	201 (88)
酸欠・硫化水素	73 (28)	7 (5)	32 (23)	2 (0)	3 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	117 (56)
有機溶剤取扱い	44 (24)	6 (4)	8 (3)	1 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	59 (31)
合計	1112 (144)	110 (72)	654 (475)	25 (12)	80 (56)	29 (21)	4 (2)	8 (3)	2,022 (1262)

◇母国語による無料技能講習（ ）内は技能実習生数（内数）

受講済 (全142回／全国23拠点)	ベトナム語	インドネシア語	受講人数
玉掛け技能講習	425 (144)	137 (68)	562 (212)
車両系建設機械運転技能講習	208 (48)	59 (29)	267 (77)
小型移動式クレーン運転技能講習	127 (16)	35 (16)	162 (32)
フォークリフト運転技能講習	5 (1)	1 (1)	6 (2)
高所作業車運転技能講習	121 (27)	14 (5)	135 (32)
ガス溶接技能講習	57 (18)	26 (13)	83 (31)
合計	943 (254)	272 (132)	1,215 (386)

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○専門技能スキルアップ研修

○JACは、現在、**正会員団体が実施**する①国内におけるスキルアップ研修、②海外における採用活動・スキルアップ研修の**実施経費(※)を支援**するスキームを展開中。

※団体職員・講師・通訳等の旅費・宿泊費・人件費、業務委託費、会場借上費、教材作成費等



詳しくはコチラ

○このスキームに基づき、

- ① 国内においては、これまで、各団体による1級～3級**技能検定研修**等
- ② 海外においては、これまで、各団体による15か国における**採用活動、日本語研修、建設技能研修**等が展開されているところ。

○正会員団体による研修実施ニーズは高まっているところであり、

- ・ 国内においては、特定技能2号評価試験合格を目指す外国人を対象に、e-learningを活用した「**テキスト理解度向上サポート研修**」の普及支援
- ・ 海外においては、より多くの正会員団体による日本語・建設技能研修等を実施する「**スキルアップ研修**」の展開支援

等に取り組む。

<事例1>

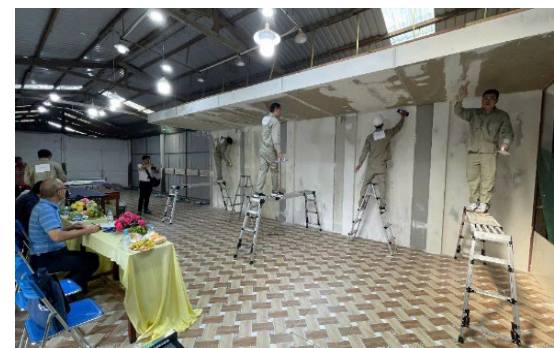
(一社)日本機械土工協会は、スリランカにおいて、建設機械施工技能の講習及び日本語の講習を実施。



(油圧ショベルの実技講習の様子)

<事例2>

日本室内装飾事業協同組合連合会は、ベトナムにおいて、壁装の日本語教育及び壁装実技講習を実施。



(実技講習の様子)

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○令和6・7年度におけるJAC正会員団体による海外現地での「採用活動」「技能研修」

- ・令和6年度の支援事業実績は、13か国で受講者は延べ3,617人
- ・令和7年度の支援事業実績は、13か国で受講者は延べ3,626人

【令和6年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	20 団体	796 人
フィリピン	採用活動、技能研修	12 団体	767 人
ベトナム	採用活動、技能研修	22 団体	744 人
スリランカ	採用活動、技能研修	3 団体	230 人
カンボジア	採用活動	2 団体	163 人
インド	採用活動	2 団体	154 人
バングラデシュ	採用活動	2 団体	151 人
キルギス	採用活動	1 団体	150 人
ネパール	採用活動	2 団体	149 人
ミャンマー	採用活動	2 団体	135 人
ウズベキスタン	採用活動	3 団体	88 人
タイ	採用活動	2 団体	60 人
ラオス	採用活動、技能研修	1 団体	30 人

【令和7年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	34 団体	1,087 人
ベトナム	採用活動、技能研修	17 団体	560 人
フィリピン	採用活動、技能研修	8 団体	467 人
カンボジア	採用活動	5 団体	329 人
スリランカ	採用活動、技能研修	4 団体	331 人
インド	採用活動	2 団体	188 人
バングラデシュ	採用活動	2 団体	180 人
ネパール	採用活動	3 団体	149 人
タジキスタン	採用活動	1 団体	100 人
ミャンマー	採用活動、技能研修	2 団体	95 人
キルギス	採用活動、技能研修	2 団体	70 人
ウズベキスタン	採用活動	1 団体	40 人
ラオス	技能研修	1 団体	30 人

(1) 特定技能評価試験、講習・研修

○無料日本語講座

○JACでは、現在、受講者ニーズやそのレベルに合わせて、資格取得を目指すコースや、建設現場での会話重視のコース等の9講座を用意。

→オンライン、オフライン(教室)、時間や場所を選ばないeラーニングスマホアプリのコースにより提供中。

受講者実績 '23年度 481(70)名、'24年度 983(268)名、'25年度 2,120 (1,354) 名 () 内は技能実習生数(内数)

○外国人受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。
今後とも、ニーズを踏まえた提供メニューの充実化による満足度向上に取り組む。

※ **特定技能1号受入企業の技能実習生も対象**

● JAC日本語講座のラインナップ

・日本語資格取得を目指す講座

**N5~N2を目指す
日本語講座**

日本語能力試験N5~N2合格に
焦点をあてたオンライン講座

**合格のための
日本語講座**

初歩から上級まで5コースを用意。
レベルに合わせて学べる日本語講座

・日本語によるコミュニケーション能力拡大を図る講座

**いほんごで
はなそう!**

日曜日に開催、オンライン・対面を
併用した「にほんごではなそう!」

**もじとことば
moji to kotoba**

文字の読み書きからはじめる、
日本語入門者向け1カ月短期集中講座

**建設現場で
使える日本語**

建設現場で使える日本語を学ぶ
オンライン講座

**生活の漢字
SEIKATSU no KANJI**

生活の中にある漢字を学ぶ
オンライン講座

**Mother tongue
で学ぶ
日本語講座**

母国語で日本語を学ぶ
オンライン講座

**日曜リアル
日本語教室**

対面授業ならではのカリキュラム、
総合的な基礎を養う日本語講座

・e-Learning

**スマホで
学ぶ日本語**

スマホアプリ(e-Learning)で、
好きな時間に日本語学習



申し込みは
こちら



○無料職業紹介事業・特定募集情報等提供事業

国内) 無料職業紹介事業

JACは、職業安定法第33条第1項の許可を受けて、無料での職業紹介事業を実施。利用の際には在留カードの登録が必須。



【対象】

- 求人) 在留資格「特定技能」で働ける外国人を受け入れたい日本の建設企業
- 求職) 「特定技能外国人」を募集している建設企業で働きたい外国人
- 求職) 「特定技能外国人」に転職先を探してあげたい日本の建設企業

海外) 特定募集情報等提供事業 (JAC Members)

JAC Membersは、無料のスマートフォンアプリ。

海外在住の求職者と日本の求人企業が直接的にコミュニケーションを取りマッチングすることで、自社が求める人材を広く海外で探すことが可能。

海外求職者は、特定技能1号評価試験に合格し、アプリ利用の際には、国が発行した身分証明書の登録が必須。



JAC MEMBERS



(2) 地域との共生推進支援

一時帰国支援

特定技能外国人**1人5万円**、上限2回支援

JACでは、外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援。

支援対象：1号・2号特定技能外国人

※ 受入企業が所属する全ての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っている場合



詳しくはコチラ

- 令和6年4月より、特定技能外国人にとってより利用しやすい支援とするため、申請条件の要件緩和を実施

- ① 技能外国人として同一企業への2年以上勤務要件を撤廃
- ② 脱退一時金による帰国を対象外としていたのを対象化

- 令和7年6月16日より、@8万円、計2回16万円までに制度運用を拡充

- **令和8年6月1日（日本に再入国の日）以降**は、目的地や繁忙期による差も大きく、実費に対する一定額の補助として、負担の公平性を確保する観点から**当面5万円（一人当たり上限2回は、当面維持）に見直し**。



CCUS手数料支援

【受入企業向け】CCUS手数料を**全額支援**

特定技能外国人の受入には、建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録などが必要。

JACでは、事業者の①**管理者ID利用料**(例11,400円)、
②**能力評価手数料**(例4,000円)の全額支援（注）。



詳しくはコチラ



※ 令和5年度手数料分から対象

(注) 建設業振興基金において「CCUS能力評価手数料の全額支援」を令和8年4月以降も実施中。

(2) 地域との共生推進支援

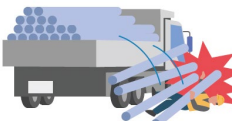
○労災上乗せ補償制度

補償の対象となる方

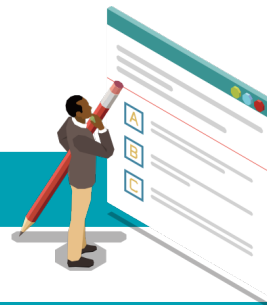
建設分野に従事する全ての **1号特定技能外国人**（以下、特定技能外国人）

補償内容

労災保険で給付対象となる業務災害（死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷）の被害に対して、労災保険による補償給付の「上乗せ」として補償を実施。これにより、受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備をサポート。

	補償する主な例	補償金額／補償イメージ	補償対象事由
死亡補償	業務中に足場から落下し、頭を強打したことにより死亡した。 	本補償制度 死亡見舞金 500万円 上乗せ補償 労災保険 遺族（補償）等給付	労災保険における遺族（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、死亡した特定技能外国人の遺族に対し、死亡見舞金を支給する。ただし、後遺障害見舞金を支給後に死亡した場合は、死亡見舞金から既に支給した後遺障害見舞金の額を控除した差額を支給する。
後遺障害補償	現場で建設車両に轢かれた際に負ったケガを原因として、後遺障害を被った。 	本補償制度 後遺障害見舞金 10～500万円 上乗せ補償 労災保険 障害（補償）等給付	労災保険における障害（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、その障害の程度に応じて、後遺障害見舞金を支給する。障害等級は労災保険に従う。
休業補償	荷崩れした積み荷の下敷きになり骨折し、その治療のため31日間入院した。 	休業日数4～30日：5万円／休業日数31日以上：10万円 待機期間（3日） 上乗せ補償 本補償制度 短期休業見舞金 5万円 上乗せ補償 本補償制度 長期休業見舞金 5万円 労災保険 休業（補償）等給付 給付基礎日額の80% （保険給付60%＋特別支給金20%） 1日目 4日目 31日目 休業日数が31日以上の場合は、短期休業見舞金・長期休業見舞金をあわせて10万円を支給。 <td> 労災保険における休業（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、休業見舞金を支給する。なお、労災保険において休業日数が4日以上30日以内認定された場合は短期休業見舞金を、休業日数が31日以上認定された場合は短期休業見舞金および長期休業見舞金を支給する。 </td>	労災保険における休業（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、休業見舞金を支給する。なお、労災保険において休業日数が4日以上30日以内認定された場合は短期休業見舞金を、休業日数が31日以上認定された場合は短期休業見舞金および長期休業見舞金を支給する。

詳しくはコチラ

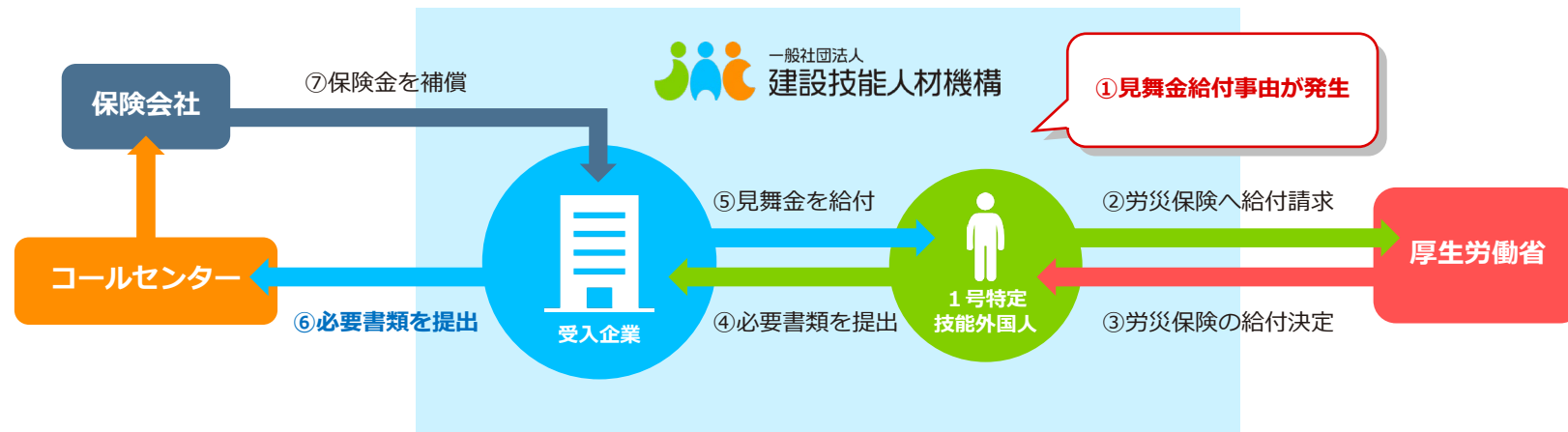


(2) 地域との共生推進支援

○労災上乘せ補償制度

見舞金給付・保険金請求

- ・実際に業務災害が発生した場合、まず初めに労災保険への給付請求を行ってください。
- ・労災保険の補償金給付が決定した後に、受入企業から特定技能外国人へ、見舞金給付を行ってください。
- ・その後に、JACが加入する保険契約に対して、保険金請求を行ってください。
- ・各補償の見舞金給付および保険金請求時に提出が必要となる主な書類は手引きをご覧ください。



コールセンター

「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」問合せ申請窓口
運営会社：株式会社インシュアランス サービス

専用ダイヤル：0120-514-049 (無料)

メールアドレス：jac-hosho@inss.jp

受付時間：9:00～17:30 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

⑥必要書類提出先

住所：〒164-0012 東京都中野区本町3-30-4
KDX中野坂上ビル5F 日本アイラック株式会社気付
株式会社インシュアランス サービス
「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」
申請窓口宛

(2) 地域との共生推進支援

○日常生活トラブルへのサポート、医療通訳サポート

- 外国人材の地域での平穏な日常生活を支援し、トラブルを防ぐため、**日常生活トラブルへのサポート、医療通訳サポート**を行う。

日常生活トラブルへのサポート (’26年1月開始)

- 建設分野の全ての1号特定技能外国人を対象として、**日常生活トラブル**に対応する**個人損害賠償責任保険**等に参加（保険料はJ A Cによる負担）。

(対象) 1号特定技能外国人

(内容) 住居における水漏れや自転車による接触事故などに応急対応等のサポートや損害賠償責任保険加入

※ 修理実費については、1号特定技能外国人の負担



詳しくはコチラ

医療通訳サポート (’26年1月開始)

- 建設分野の全ての1号特定技能外国人を対象として、24時間対応で母国語（32言語を想定）によるオンラインでの**医療通訳サポート**を行う（サポート利用料はJ A Cによる負担）。

(対象) 1号特定技能外国人

(内容) ・受診・健康に関するオンライン相談対応
・オンラインでの医療機関の受診予約
・医療受診時のオンライン通訳サポート
・ケガによる入院・手術見舞金の支給



詳しくはコチラ

(2) 地域との共生推進支援

○【オンライン・無料】日本人従業員向け「外国人共生講座」

ともに働き、ともに暮らす。異文化共生の現場づくりを支える、実践型講座シリーズ。

JACでは、'23年度より「外国人共生講座」を開催。

'23年度は、東南アジア6カ国の文化や習慣、日本人との違いを紹介。

'24年度は「やさしい日本語講座」を全9回。

'25年度は、「異文化理解講座イスラム教編」、「やさしい日本語講座基礎編・応用編」、「生活:交通指導講座」を計6回開催し、多くの現場で“伝わる言葉”の使い方を学習。

'26年度は、ご意見や経験談をもとに内容をさらにブラッシュアップし、

「職場における異文化理解」、「外国人雇用の基礎知識」、

「職場におけるやさしい日本語」、「地域生活・交通指導」のテーマ。

外国人を受け入れる現場で「どう伝えるか」「どう接するか」に悩む方に寄り添いながら、実際に使える知識とスキルをお届け。



詳しくはコチラ

講座終了後、HPで

- ① アーカイブ動画
- ② 資料
- ③ Q&A

を公開

2025年5月15日開催

異文化理解講座(1)



2025年6月19日開催

異文化理解講座(2) イスラム教編



2025年8月21日開催

やさしい日本語講座 基礎編



2025年9月11日開催

やさしい日本語講座 応用編①



2025年10月16日開催

やさしい日本語講座 応用編②



2025年12月11日開催

生活/交通指導講座



(2) 地域との共生推進支援

○日本社会に関する理解促進プログラムの提供（新規、'26年提供開始で調整中）

- 外国人材の円滑で適正な就労や生活を確認するため、**日本語能力や日本文化・マナーへの理解向上**のための教育訓練を拡充。

日本の生活慣習や建設現場における留意事項等について、6言語の字幕を付したショートアニメーション動画を製作し、オンラインで提供（無料）。

令和8年度から順次一般公開し、外国人材の日本社会に関する**理解の向上や地域との共生**につなげていく。

(対象) 特定技能外国人等

- (内容)
- ・ 公共交通機関の使い方
 - ・ ゴミの捨て方
 - ・ 寮での過ごし方
 - ・ K Y活動～終礼 等

1. 移動と帰宅のルール



周囲の人の迷惑にならないよう配慮が必要です。

ルール①: ゴミの種類を正しく分ける(分別)



ルール①: ゴミの種類を正しく分ける(分別)

2. 寮での過ごし方と夕食



明日も元気に働くために、皆が静かに休める環境を守りましょう

(3) 適正就労管理について

- **(一財)国際建設技能振興機構(FITS)**は、2015年に設立され、現在、国土交通省の告示に基づき定められた唯一の「**適正就労監理機関**」です。受入企業や登録支援機関とは違い、特定技能外国人の適正な就労環境を監理・確保するための、中立的・独立的な機関です。
- 建設分野での国土交通省の受入れ計画認定制度を、JACと共に支えるため、以下の3つの業務に取り組んでいます。

一般財団法人国際建設技能振興機構 (FITS) Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

主な業務内容

① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導・助言（巡回指導等）

全ての受入企業に対し、巡回指導等を実施し、指導及び助言を行います。

📌 **ポイント：FITSの行う巡回指導等に必要な協力を行うことは受入企業の義務となっています（国交省告示）。**

指導項目：安定的な賃金支払い（月給制、昇給等）、同等技能を有する日本人と同等の賃金水準など



② 母国語相談ホットライン業務

・建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語（※）での**電話相談**（フリーダイヤル）に対応。**メール相談**は、全言語で365日対応。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語

※2号取得者及びその帯同家族の方も、日常生活で困ったことがあれば地域の相談窓口を紹介します



③ 受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）

建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を母国語で実施。

📌 **ポイント：FITSが行う受入れ後講習を受講させることは受入計画の認定要件となっています（受入れ後、概ね6か月以内に受講させる義務あり）。**

外国人材は、労働条件の再確認ができ、将来のキャリアアップについても学べます



企業への巡回訪問

建設分野の1号特定技能外国人受入企業の皆さまへ

FITSによる

巡回指導への協力は、 受入企業の義務です。

1号特定技能外国人を受け入れる企業には、
適正就労監視機関(FITS)による巡回指導等※に
必要な協力を行うことが義務づけられています。

※巡回指導等においては、書面および関係者へのヒアリングによる
確認並びに1号特定技能外国人との面談を実施します。

FITSによる巡回指導の対象

登録支援機関や他の関係者ではなく、
受け入れている建設企業が対象です。

この巡回指導は、1号特定技能外国人が安心して働ける環境づくりを
目的とした制度の一環です。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を
お願いいたします。適正な就労環境を確保するため、協力を行わない
企業については、重点的な指導の対象となります。

FITSは受入企業にとって有用な情報提供をしています。



FITS 一般財団法人国際建設技能振興機構
Foundation for International Transfer of
Skills and Knowledge in Construction



詳細はFITSの
ホームページを
ご参照ください。



(4) 広報活動

○国内において、JACが提供する支援メニュー、特定技能外国人制度等の周知徹底、グッドプラクティスの普及等の観点から、HP、会員へのダイレクトメール、SNS、専門紙広告、機関誌、説明会・セミナー等を通じた広報活動の展開。

○さらに、インドネシア、ベトナム等において、「日本の建設業の魅力」等を説明する「建設業務説明会」の各地での開催、現地における「母国語相談窓口」の開設。

令和6年度・7年度におけるJACの「建設業務説明会」の実施状況

※ R6. 8 ベトナム5大学と協定締結

インドネシアにおける取組



令和6年度 87校、教員425名が参加
令和7年度 79校、教員278名が参加

※ R7. 8 インドネシア政府と人材育成に関する相互合意締結

ベトナムにおける取組



令和7年度 合計1,838名が参加
・ 5校 1,418名が参加
(教員252名、学生1,166名)
・ 1司令部 軍人420名

J A C 定期出版物 Visionista【JAC特定技能導入事例集】、建技人【JACが見える機関誌】



年2回発行 冊子版「Visionista」の無料配送はこちら 簡単1分入力
現場や社内の理解促進に、無料で「Visionista」を配送いたします。



発行：一般社団法人 建設技術人材機構 広報部
〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9F



1995-1996



建 技 人

KEN GI JIN 05
2025 winter

人と建設企業、世界をつなぐ

MESSAGE
JAC理事長 三野輪 賢二
インタビュー

MOVEMENT
海外の動向

VOICE
JAC活動レポート

HINT
共生のヒント



COMICS
ジャックの日常

SYMBOL
世界のシンボル

IDEABOOK
建築のアイデア集

JAC NOW
JACの最新情報

SERVICE
特定活動の要入加盟サービス

INFORMATION
コールセンターからのご案内

BRIDGE
架け橋





詳しくはコチラ



第Ⅱ部 ②特定技能外国人を受け入れるための手続き

② 特定技能外国人を受け入れるための具体的手続き 特定技能外国人制度を理解しよう！

改めて、特定技能は、技能実習や育成就労とは異なります。

外国人材を日本に必要な労働力として受け入れる制度です

日本人と同等の待遇で就労者として外国人を受け入れる制度です



受入企業がすべき事項（主なもの）

受入
前

1	建設業法第3条許可の取得（地方整備局等または各都道府県）
2	J A Cに間接的または直接的に加入 ➡ 会員証明書の入手 ※建設特定技能受け入れ計画の認定申請に必須
3	建設キャリアアップシステムへの登録（（一財）建設業振興基金）
4	（特定技能雇用契約に係る）重要事項事前説明書
5	特定技能雇用契約の締結
6	建設特定技能受入計画の認定申請【オンライン申請】（地方整備局等） ※現に有する在留資格の在留期間満了日（または入国予定日）の半年前から申請可能
7	1号特定技能外国人支援計画の作成、事前ガイダンス（3時間）の実施
8	「在留資格変更許可申請」または「在留資格認定証明書交付申請」 【窓口またはオンライン申請】（地方出入国在留管理局） ※「在留資格変更許可申請」は現に有する在留資格の在留期間満了日の2カ月前から申請可能 ※「在留資格認定証明書交付申請」は入国予定日の3カ月前から申請可能

受入
後

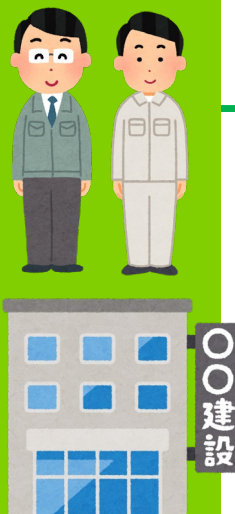
9	1号特定技能外国人受入れ報告の提出【オンライン申請】（地方整備局等） ※受入れ後より1カ月以内に提出
10	生活オリエンテーション（8時間）の実施
11	受入れ後講習の受講（F I T S） ※受入れ開始後、概ね6カ月以内に受講

J A Cの会員になるには？※

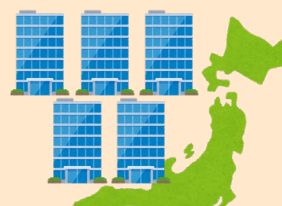
「J A Cの会員」になるには、
2つのルートがあります！



受入企業



① 正会員団体の会員になる

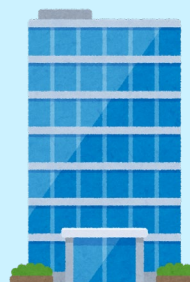


正会員の
建設業者団体

- 入会に際しては、建設業者団体が定める会費の負担等が必要
(金額は団体によって異なります。)
- 会費・受入負担金の支払い方法は団体によって異なります。



② J A Cの賛助会員になる



- 年会費24万円（入会金なし）
- 年会費・受入負担金の支払い方法は、入会時に登録した銀行からの口座引落です。
(引落前に口座振替のご案内が届きます)



※ 受入企業は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（'18年12月25日閣議決定）」に基づき、特定技能外国人受入事業実施法人であるJ A Cに加入することが必要です。

※ 育成就労実施者が、J A Cに所属する正会員、賛助会員であれば、建設分野育成就労協議会への加入の必要はありません。



詳しくは
Webで！



特定技能の受入費用について

年会費

正会員への所属企業

受入企業が J A C の正会員である建設業者団体に所属する場合、その団体が定める会費を負担

団体が定める会費

もしくは

すでに加入している場合は、
追加費用なし。
今一度、所属団体に確認を！

J A C の賛助会員

企業の所属する建設業者団体が J A C の正会員ではない場合や、企業が団体に所属していない場合

年会費：24万円



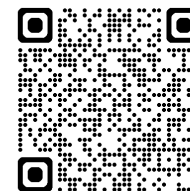
受入負担金

会費のほか、1号特定技能外国人を受け入れた場合には、受入企業に受入負担金を負担いただきます。

対象となる特定技能外国人	1人あたり受入負担金の月額
1号特定技能外国人	12,500円（参考：年額15万円）

（'25年4月現在）

※ J A C に支払う費用には、渡航費、送出し手数料、支援のための費用等は含まれておりません。



詳しくはコチラ

建設キャリアアップシステムの概要

CCUSについて

建設キャリアアップシステムは、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

CCUSとは

- 技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組み

CCUSの目的

- 技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげる
- 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくる

⇒ 若い世代が安心して働き続けられる建設業界を目指す

CCUS手数料支援

建設特定技能受入計画の認定要件のひとつとして、受入企業・1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録が必要です。

JACでは、令和5年4月1日より以下の「CCUS手数料支援」を実施しています。

①管理者ID利用料(例11,400円/年)の実質無料化

管理者ID利用料は、一旦（一財）建設業振興基金（CCUS事務局）へお振込みいただき、後日JACより指定口座に全額返金いたします。

②1号特定技能外国人の能力評価手数料(例4,000円/人)の実質無料化

1号特定技能外国人の能力評価手数料をJACが全額負担致します。
能力評価手数料も、管理者ID利用料と同様に建設技能者能力評価推進協議会事務局（建設産業専門団体連合会）へお支払いいただいた後に、後日JACより指定口座に全額返金いたします。

（注）建設業振興基金において「CCUS能力評価手数料の全額支援」を令和8年4月以降も実施中。



建設キャリアアップシステムの概要

就業履歴蓄積促進支援制度

○支援対象企業

- ① 日本建設業連合会、②全国建設業協会、③全国中小建設業協会の会員企業（元請）であること

○支援対象経費

（支援対象経費）

- ① 事業者登録更新料
- ② ID利用料
- ③ カードリーダー等購入費用
- ④ 現場利用料（タッチ費用）

（要件）

- ① 更新料は48,000円を上限とする
- ② ID数は1を上限とする
- ③ カードリーダー等購入費用は60,000円を上限とする
※台数に制限はなし
- ④ 外国人技能労働者のタッチのみを対象とする現場利用料は、
25万円を上限とする
※人数や日数に制限はなし

○申請受付開始時期

令和7年11月4日～
WEB申請



問い合わせ窓口
(平日 9:00～17:30 土日祝：休)

専用ダイヤル： **0120-220353** (無料)

「建設特定技能受入計画」の申請について

新たに特定技能雇用契約を結ぼうとする受入企業は、「建設特定技能受入計画」を作成して、国土交通省の「外国人就労管理システム」で認定申請を行う必要があります。

受入計画の主な認定基準

- 建設業法第3条許可の取得 → 地方整備局等又は各都道府県
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能外国人受入事業実施法人 → JACへの加入
- 同等技能・同等報酬、月給制、昇給
- 重要事項について、母国語による書面での事前説明
- 受入れ後講習を受講させること
- 巡回指導による確認を受けること 等

Point : 具体的には、この3つ…

- 同等の技能を有する日本人と同等以上
- 安定的な賃金支払い
- 技能習熟に応じた昇給



「建設特定技能受入計画」は受入企業の担当者自身が申請してください。
行政書士法及び弁護士法により、行政書士または弁護士でない者が報酬を得て、自ら特定技能の申請書等の行政書類を作成することは禁じられています。

「建設特定技能受入計画」～同等技能・同等報酬、月給制、昇給とは～

同等の技能を有する日本人と同等以上

① 社内の同等技能の日本人技能者との比較

- 経験年数の差で賃金に差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は✕
- 最低賃金レベルは✕

② 同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと

- 各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に

③ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮

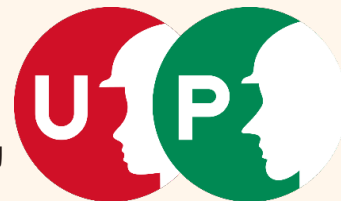


安定的な賃金支払い

- 天候や受注状況によって報酬（基本給）が大きく変動しない支払方法（月給制・口座振込）の採用
- 勤務年数による昇給

技能習熟に応じた昇給

- ① 在留中の技能習得計画
- ② 技能習得に応じた昇給
 - 建設キャリアアップシステムの能力評価と連動
- ③ 各種資格の取得

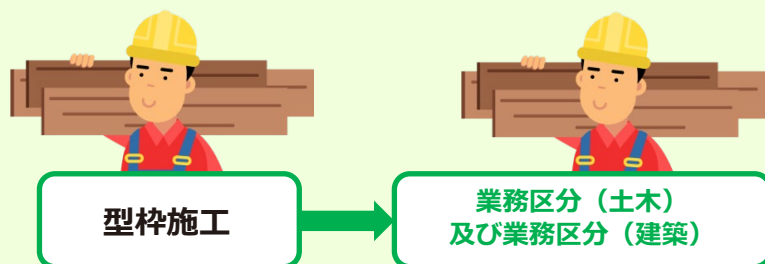


技能実習等から「特定技能 1 号」への在留資格変更について

技能実習等から「特定技能 1 号」へ切り替えるメリット

評価試験・日本語試験は受験不要

※同じ職種への移行に限る



初期費用の負担が抑えられる

※ベトナム人技能実習生の
場合、日本にいる間に
「特定技能 1 号」へ
切り替えれば、送り
出し費用は掛からない。



在留資格切替え手続きに時間を要する場合は、
「特定活動（4カ月・就労可）」への
在留資格変更が可能



在留期間の満了日までに
申請に必要な書類を揃えることができない…

在留資格切替え手続きに時間が掛かる…

1号特定技能外国人の受入人数の制限

- 1号特定技能外国人の総数が、1号特定技能外国人を受け入れる建設企業（受入企業）の**常勤職員の総数を超えてはいけません**。なお、受入企業の常勤職員の総数には、1号特定技能外国人及び技能実習生を含みません。
- 建設技能者は、様々な現場に出向いて働くことが想定されることから、支援を要する1号特定技能外国人を監督者が適切に指導し、育成するためには、一定の常勤職員が必要であるため、**1号特定技能外国人の受入人数の制限**が設けられています。

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（建設分野上乗せ基準告示）第三条第3項第七号

1号特定技能外国人の総数が常勤の職員（1号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと。

ここがポイント！

1号特定技能外国人の受入人数の制限

1号特定技能外国人



常勤職員の総数
(1号特定技能外国人・技能
実習生を含みません。)

企業が行う外国人への「10の義務的支援」をすること（入管法）

事前ガイダンス

労働条件・活動内容・
入国手続・
保証金徴収などの説明



出入国する際の送迎

入国時の送迎、帰国時の
空港保安検査場までの
送迎・同行



住居確保・必要な契約

連帯保証人、社宅、
銀行口座、携帯電話、
ライフラインの手続



生活オリエンテーション

日本のルールやマナー、
公共機関、
災害時の対応等の説明



公的手続等への同行

居住地・社会保障・
税などの手続の同行、
書類作成の補助



日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、
日本語学習教材の
情報提供等



日本人との交流促進

地域住民との交流、
地域の行事の案内や
参加の補助等



定期面談・行政への通報

支援責任者等が
定期面談し、
労働基準法違反があれば通報



相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等
について、外国人が十分に
理解できる言語での
対応、内容に応じた
必要な助言、指導等

JACが無償で支援を実施



転職支援（人員整理等の場合）

企業都合により雇用契約解除する
場合の転職先を探す手伝いや
推薦状の作成等、求職活動を
行うための有給休暇付与や
行政手続の情報提供

JACが無償で支援を実施



受入れ後講習（特定技能スタートアップセミナー）



詳しくはコチラ

FITSは、適正就労監理機関として、外国人に受入れ後講習を実施します。

FITS

一般財団法人
国際建設技能振興機構

企業は、外国人の就労開始後、適正就労監理機関であるFITSが実施する受入れ後講習を受講させる義務があります。

講習の主な効果

- 企業と外国人の信頼関係を構築
- 外国人とのトラブル・引き拔きの防止
- 外国人の技能と日本語能力向上への意欲促進

受入企業

義務

受講させる
義務

受入れ
後講習実施

特定技能外国人

国土交通大臣から建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業は、特定技能外国人の受入れ後、**概ね6か月以内に**、この講習を受講させることが義務付けられています。

受入れ後講習の目的

受入開始後、FITSからご案内。講習費用はJACが負担

- 外国人技能者本人が、特定技能制度のしくみや、賃金・業務などの企業との契約内容をしっかり理解することにより、企業との信頼関係を構築する。
- 将来のキャリアに関する目標の設定と達成方法について考える機会とする。





第Ⅱ部 ③事例紹介・その他

受入企業の事例紹介（コンクリートポンプ株式会社）

企業の取組み・受入れの工夫

日本で自信を持って 仕事を続けられる、 一流の人材を育てたい

- '01年から中国人の受入れを開始
- 従業員の負担軽減のために受入れスタート
- 特定技能制度で人材育成が可能に
- “敬語”で円滑なコミュニケーションを実現



特定技能2号 オウヒさん

夢は日本で家族と暮らすこと。
でも、まずは子どもの受験が最優先！

家族と一緒に日本で暮らすのが今の目標です。
日本の学校へ通わせたいかと聞くと「転校や入学手続きなど
難しい問題がある。これから調べたい」と話すその表情は、
まさに息子を思う父の顔でした。

代表取締役副社長 加納 岳人 氏

もっとスキルアップできる環境を
整えてあげたい

外国人も懸命に働いているからこそ、時に仕事の進め方に意見を
くれることがあり、それが“当たり前”になっていた作業方法の
見直しにつながっています。
結果として、会社全体のスキルアップにも役立っています。

企業プロフィール

所在地：岐阜県各務原市大野町6-77

事業内容：

とび/土工/コンクリート工事業 など

Website：

<https://gcp-web.jimdosite.com>

初期導入

- 国別の寮の確保
 - 生活家電一式
 - Wi-Fi環境
 - 自転車
- など

給与体系イメージ

- 特定技能2号（月額基本給）
約31万円

※技能習熟等に応じた昇給あり
賞与年3回3.8.12月支給

- 技能実習（3号時）（月額基本給）
約22万円

※取材当時



←圧送作業は
基本的に
2、3人で行う



社内の親睦会は→
いつも賑やか



←社員旅行で
訪れた海で
記念撮影

受入企業の事例紹介（株式会社手塚工務店）

企業の取組み・受入れの工夫

移行率は約6割 未長く働くための 環境を整えていきたい

- '10年からインドネシア人の受入れを開始
- 特定技能が技能実習生の数を大きく上回る
- レベルを把握し成長できる現場へ向かわせる
- 要望は一旦受け入れ、検討後に返答する



特定技能1号 アフマドさん

先輩のやさしさに触れ、長く日本で
働きたいと思いました

長く手塚工務店で働く理由は、会社の人たちのやさしさなのだとか。
「大熱を出した時に先輩がアパートにまできて病院に連れていって
くれたんです。本当にうれしかった」。
今はN1合格を目指して猛勉強中です。



代表取締役 手塚 利行 氏

よりよい環境を整えていくことを
考えています

資格取得のサポートや、家族を呼び寄せられる住居を探すなど、
できることはしてあげたい。また、人によっては移行するに
あたっての相談事もあるだろうから、個別に対応できる体制が
作ればベストですね。

企業プロフィール

所在地：東京都世田谷区喜多見3-14-8
事業内容：
型枠工事/リフォーム・リニューアル工
事 など
Website：
<https://www.tezuka-k.co.jp/>

初期導入

- 寮の確保
- 生活家電一式
- Wi-Fi環境
- 現場使用装着道具貸与
- 作業服（夏・冬）、防寒着、
空調服など貸与

給与体系イメージ

- 特定技能（月額基本給）
約24万円

※資格取得により手当3,000～5,000円
※技能手当8,000円（道具購入の為の手当）

- 技能実習（月額基本給）
約18万円

※取材当時



←インドネシア料理
「ナシクニン」
を囲んでの親睦会

花見での一枚。→
桜を見たいという
外国人の声は多い



←サッカー好きが
多く仲間とチーム
を結成

無料出前講座

【JAC正会員団体】 【都道府県建設業協会】 【自治体】 限定!!

担い手・人手不足の問題が深刻化する中、特定技能外国人制度を活用する企業が増えています。制度の内容はめまぐるしく変化しているため、日々の情報収集が欠かせません。

無料出前講座では、特定技能外国人受入事業実施法人のJACの職員が直近の制度改正などを詳しく解説します。

人手不足対策や働き方改革などをテーマとした研修会の一講座として組み込んでいただくことも可能です。「団体の単独説明会」「各種イベント間の講習」「委員会・理事会等会合の一コマ」など、臨機応変に対応します。ぜひご利用ください。

無料出前講座について

- 講師：一般社団法人 建設技能人材機構
- 所要時間：60分（上限）※時短受付可能
- 開催方式：オンライン・対面 両方可
- 受講人数：15人～要相談
- その他
 - 会場・音響映像機器の準備をお願いいたします。
 - 資料の印刷および配布をお願いいたします。
 - オンラインは接続・運営をお願いいたします。
 - 委員会・勉強会など30分程度のご要望も承ります。

制度全般に関する
疑問・不安を解消します!

外国人を
雇用したいが不安…

技能実習制度
との違いは…

特定技能外国人
制度は難しくて
わからない…



詳しくはこちらから▶



オンライン個別相談会のお知らせ

説明会に参加したけど、もっと質問がしたいなあ…



そんな皆様を対象に J A C では、
オンライン個別相談会を開催しています！



説明会内容の質問はもちろん、手続きや給与計算の方法など、
何でもご相談ください。

特定技能外国人を受け入れたい企業さまや、すでに受け入れている企業さま、
事情にあわせて個別にご相談を承ります。

オンライン相談（Zoom）開催中！

まずはお気軽にご予約ください！
詳しくは[こちらから](#)▶





一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources



〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階

フリーダイヤル:0120-220353 TEL:03-6453-0220 FAX:03-6453-0221



<https://jac-skill.or.jp>



<https://www.facebook.com/kensetsutokuteiginou/>



<https://www.instagram.com/kensetsutokuteiginou/>



<https://www.youtube.com/channel/UCxIot6C1zhIMsh36XGUqzww>